

津市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

出生数の減少傾向が続く一方で、共働き世帯の増加などライフスタイルの変化によって待機児童の解消や仕事と子育てを両立できる環境の整備など子育て支援制度の一層の充実が求められる状況を受けて、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図れるよう、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定されました。その一つである子ども・子育て支援法は、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指しており、市町村は子ども・子育て支援の総合的・計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援事業計画を策定することになりました。

2. 計画の性格・位置づけ

- ▶ 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画です。
- ▶ 次世代育成支援対策推進法に基づく津市次世代育成支援行動計画を分析・評価した計画とします。
- ▶ 津市総合計画を上位計画とし関連の部門別計画との調和と整合性を図ります。

3. 計画の期間

平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

2. 就業の状況

3. アンケート調査結果から見る津市の子どもと子育て家庭の概況

4. 津市における主な子育て支援の取り組み

5. 次世代育成支援行動計画後期計画の評価と課題

第3章 総論

1. 計画の基本理念

『子どもの輝きが未来につながるまち・津』

2. 計画策定の姿勢（基本的な視点）

子どもへの視点	子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益の実現を重視します
保護者への視点	保護者すべてが子育ての喜びや生きがいを感じ、伸び伸びと子育てをしながら、親としても成長できるような支援を行います
社会・地域への視点	子どもと保護者が地域とつながりを持ち、様々な年代・立場の人々が子育てに関われる環境づくりをすすめ、津の良さを活かした、子育てがしやすいまちをめざします

3. 計画の基本目標

I	子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします
II	すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします
III	子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします
IV	市民・地域・企業がひとつになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

第4章 子ども・子育て支援の基本目標と推進施策

基本目標Ⅰ	子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします
推進施策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援 ▶ 生きる力と自己肯定感を育む教育の推進 ▶ 次世代の親の育成 ▶ 子どもの居場所づくり
基本目標Ⅱ	すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします
推進施策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がいのある子どもへの支援 ▶ 支援が必要な子どもへの支援 ▶ 支援が必要な家庭への支援 ▶ 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実 ▶ ひとり親家庭への支援の充実
基本目標Ⅲ	子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします
推進施策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援 ▶ 子どもを育む環境の整備 ▶ 働きながら子育てしやすい環境の整備
基本目標Ⅳ	市民・地域・企業がひとつになって子育て・子育てしやすい環境をつくります
推進施策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域における子育て・子育て支援の充実 ▶ 子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり ▶ 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり ▶ 児童虐待防止・社会的養護体制の充実 ▶ 子ども・子育てに対する相談・支援体制の充実

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育の充実（量の見込みと確保の方策）
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実（量の見込みと確保の方策）
4. (仮)幼児期の教育・保育に係る提供体制の整備方針

第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第7章 計画策定の経過および計画の管理体制について

1. 計画策定の経過等
2. 計画の管理体制